

徳島大学女性職員休憩室利用要領

平成24年3月30日

AWAサポートセンター長制定

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島大学女性職員休憩室（以下「休憩室」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の範囲)

第2条 休憩室は、次の各号に掲げる場合に利用することができる。

- (1) 休憩及び仮眠等体調管理のために利用する場合
- (2) 授乳・搾乳等育児のために利用する場合
- (3) AWAベビーシッター制度のために利用する場合
- (4) その他AWAサポートセンター長（以下「センター長」という。）が認めた場合

(利用者の資格)

第3条 休憩室を利用できる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 徳島大学（以下「本学」という。）の女性職員
- (2) その他センター長が認めた者

(利用の手続)

第4条 休憩室を利用しようとする者は、女性職員休憩室利用申請書（別紙様式）をセンター長に提出し、利用登録を受けなければならない。

2 利用登録を受けた者（以下「利用者」という。）は、申請内容を変更しようとするとき又は変更の必要が生じたときは、速やかにセンター長に届け出なければならない。

(利用者の遵守事項)

第5条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、休憩室に入室する際に、利用者が保持するICカード（以下「保持カード」という。）又はAWAサポートセンター（以下「センター」という。）が貸与するICカード（以下「貸与カード」という。）を使用すること。
- (2) 利用者は、利用登録期間終了時には速やかに貸与カードをセンターに返却すること。
- (3) 利用者は、責任を持って保持カード又は貸与カードを管理し、紛失した場合は速やかにセンターに届け出ること。
- (4) 利用者は、休憩室が本学の共用物であることを認識し、休憩室内の整理整頓及び清潔な環境の維持に努めること。
- (5) 利用者は、センター長が別に定める利用心得を遵守するとともに、センターの指示に従うこと。

(弁償責任)

第6条 利用者は、故意又は重大な過失により設備又は物品を滅失、損傷若しくは汚損したときは、その責を負わなければならない。

(利用登録の取消し)

第7条 センター長は、利用者がこの要領に違反し、休憩室の運営に重大な支障を生じさせたときには、

利用登録を取り消すことができる。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、休憩室の利用に関し必要な事項はセンター長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

